

長崎県外国人介護人材居住環境整備支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 県は、介護事業所における外国人介護人材の受入を推進するため、予算の定めるところにより、長崎県外国人介護人材居住環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示460号の9）及び長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、補助基準額、補助率、補助対象期間は、別表に定めるとおりとする。

(外国人介護人材の在留資格)

第3条 補助金の交付の対象となる外国人介護人材は、「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、「介護」、「技能実習」又は「特定技能1号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額のいずれか低い額の範囲内とする。ただし、当該算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金等の交付の申請と添付すべき書類)

第5条 実施要綱第3条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調（別紙1-1）
- (2) 事業計画書（別紙2-1）
- (3) 収支予算書（別紙3-1）
- (4) 暴力団排除に係る誓約書（別紙4）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(事業計画の変更)

第6条 実施要綱第4条の規定による追加交付申請等を行う場合の変更交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（変更）（別紙1-1-2）
- (2) 変更事業計画書（別紙2-2）
- (3) 変更収支予算書（別紙3-2）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 実施要綱第8条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（別紙1-2）

- (2) 事業実績報告書（別紙５）
- (3) 収支決算書（別紙６）
- (4) その他参考となる書類
 - ・ 外国人介護人材の住居が確認できる書類（住民票または住基カード等）
 - ・ 雇用が確認できる書類（雇用契約書等）
 - ・ 住居費用確認が確認できる書類（賃貸借契約書、支出証拠書類等）

附 則

（施行期日）

この要領は、令和７年７月１日から施行する。